

▶整備基準抜粋

- 不特定かつ多数の者が利用する階段は、次に定める構造とすること。
- ア 両側に手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - イ 手すりの端部の付近には、階段の通する場所を示す点字をはり付けること。
 - ウ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - エ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
 - オ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
 - カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合においては、この限りでない。
 - キ 側壁のない階段には、高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。

▶目標となる基準抜粋

- 不特定かつ多数の者が利用する階段は、第1の3の項(1)のイからエまで、カからクまで及びコに定めるほか、次に定める構造とすること。
- ア 両側に手すりを設けること。
 - イ 同上
 - ウ 側壁のない階段には、高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。

▶解説

建築物の階段の項参照

▶整備基準抜粋

- エ 当該移動円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、4の項の規定によるほか、第1の1の項(2)のキの(イ)に定める構造とすること。
- 不特定かつ多数の者が利用する傾斜路は、次に定める構造とすること。
- ア 両側に手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - イ 両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
 - ウ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - エ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

▶目標となる基準抜粋

- エ 当該移動円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、4の項の規定によるほか、第1の6の項(1)のキの(ア)から(ウ)までに定める構造とすること。
- 不特定かつ多数の者が利用する傾斜路は、次に定める構造とすること。
- ア 両側に手すりを設けること。
 - イ 同上
 - ウ 同上
 - エ 同上

▶解説

建築物の傾斜路の項参照